

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（(イ) により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（(イ) により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(2) 周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 4の(2)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

① 4の(2)のイ及びウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。

① 4の(3)のア及びエの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

② 4の(3)のウの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(3)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない方の額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(3)のイ、カ及びキの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業の交付算定基礎額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。

① 公的団体が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と前年度末の累積欠損金と不良債務の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 公的団体以外が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) 在宅緩和ケア対策推進事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(9) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(9)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(9)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(9)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(10) 勤務医等環境整備事業

① 4の(10)のア、イ及びエの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(10)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を算出する。
- (ウ) 都道府県が、(イ)により算出された額に、1から2分の1の範囲内の率

を乗じて得た額を補助する施設ごとに、(イ)により算出された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付算定基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからキにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア(アのウ)の事業を除く)から、ウ、オの(ア)及び(イ)、コ、チ並びにツの事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じ

て得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(12)のアの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。(ウ)cにおいて同じ。)を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(イ) 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額(bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。)を比較してもっとも少ない額を交付基礎額とする。

イ 4の(12)のエの事業

(ア) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(イ) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する地域医療支援病院における共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定め

る係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ウ 4の(12)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(12)のカからケ及びシからソの事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

オ 4の(12)のサの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

カ 4の(12)のタの事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施

設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

キ 4の(12)のテ及びトの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。

iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。

iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 活動費 ア 午後6時から翌日午前8時までの間において実施するもの。 (ア) 8時間以上実施	小児救急電話相談事業に必要な報償費(医師等雇上謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費、	2分の1

<p> する場合 $54,200 \text{ 円} \times \text{実施日数}$ (イ) 8時間未満実施する場合 $(54,200 \text{ 円} - 6,700 \text{ 円}) \times (8 \text{ 時間} - \text{実施時間}) \times \text{実施日数}$ イ 午前8時から午後6時までの間に おいて実施するもの。 (ア) 8時間以上実施する場合 $54,200 \text{ 円} \times \text{実施日数}$ (イ) 8時間未満実施する場合 $(54,200 \text{ 円} - 6,700 \text{ 円}) \times (8 \text{ 時間} - \text{実施時間}) \times \text{実施日数}$ (ただし、ア及びイの時間帯に連続又は断続して事業を行う場合は、その合計時間とし、8時間を限度とする。) </p>	<p> 広報経費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料(電話機、電話転送機器等)、備品購入費(電話機、電話転送機器等)、賠償責任保険料、委託料(上記経費に該当するもの。) </p>
<p> (2) 運営経費 $1,984 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ </p>	
<p> (3) 協議会経費 1か所当たり 334千円 </p>	<p> 小児救急電話相談事業協議会に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、 </p>

			印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
イ 小児救急地域医師研修事業	—	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 研修経費 1 地区当たり 273 千円 (2) 協議会経費 1 か所当たり 1,014 千円	小児救急地域医師研修事業に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料(会場借料)、委託費(上記経費に該当するもの。) 小児救急地域医師研修事業協議会に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
ウ 小児初期救急センター	—	1 か所当たり 1,700 千円	小児初期救急センターの運営に	3分の1

一 運営事業			必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
エ 共同利用型病院運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 71,450 円×診療日数 (ただし、休日Bの土曜日と休日Aの日曜日に連続して事業を行う場合は、2日間を1回として次の算式により加算する。 13,570 円×診療回数)</p> <p>(2) 休日C 1 地区当たり 35,720 円×診療日数</p> <p>(注) (1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。</p>	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	3分の1
オ 小児救急医療支援事業	—	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり</p>	小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師	3分の1

26,310円×診療日数 雇上謝金)

(2) 休日C

1 地区当たり

13,150円×診療日数

(3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。)

1 地区当たり

19,770円×診療日数

(4) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。)

1 地区当たり

19,770円×診療日数

(オンコール体制)

(5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合

1 地区当たり

13,570円×診療日数

(注)

(1) 診療日の設定方法については、別添1

		に定めるところによるものとする。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。		
カ ヘリコプター等添乗医師等確保事業	—	添乗者 1 人当たり 8,190 円	ヘリコプター等添乗医師等確保事業に必要な災害補償費（死亡時に支払われる補償分相当分の保険料）	3 分の 1
キ 小児救急医療拠点病院運営事業	—	1 か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制) (1) 35,926 千円×運営月数／12 (2) 夜間加算(労働基準法第 37 条第 1 項及び第 3 項に定める割増賃金(時間外(125/100 以上)及び深夜(150/100、160/100 又は 125/100 以上))を手当している場合に限る。) 3,520 千円×運営月数／12 (3) 小児救急電話相談実施加算(都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。) 9,041 千円×運営月数／12	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	2 分の 1

		(オンコール体制) (4)医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制(オンコール体制)を執っている場合 12,403千円×運営月数/12		
ク 救急医療 専門領域医 師研修事業	—	研修1分野当たり 882千円	救急医療専門領域医師研修事業に必要な報償費(謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費)、材料費(実習材料費)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
ケ 管制塔機能 を担う救 急医療機関 党運営事業	管制塔病院	1か所当たり 30,744千円	管制塔病院の運営費に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、医療機器購入費、備品購入費	3分の1
	支援医療 機関	(1)空床確保経費 1日1床当たり 20,519円 (地域において1日8床を限度とする。)	支援医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 (1)空床確保にかかる経費 支援医療機関ごとに直近の決算数値から以下の式により算出される	3分の1

			額に確保する 空床の数を乗 じて得た額	
		(2) 医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	入院診療収益× (医業費用－材 料費) / 医業費 用 / 病床数 / 3 65日 (2) 医師派遣に 係る報酬、給 料、職員手当 等、共済費、 賃金、報償費	
	支援診療 所	医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	医師派遣に係る 報酬、給料、職 員手当等、共済 費、賃金、報償 費	3分の1
コ 救命救急 センター運 営事業	救命救急 センター	1か所当たり次の(1) 及び(2)により算出さ れた額の合計額とす る。 (1) 次の①から⑦によ り算出された額の合 計額に別添2に定め る充実段階に基づく 率を乗じて得た額と する。 ① 30床以上の運営の 場合 174,294千円×運営 月数 / 12 (ただし、30床未満 21床以上の運営の 場合は、1床当たり 5,382千円×運営 月数 / 12を減額	救命救急センタ ーの運営に必要な 給与費(常勤 職員給与費、非 常勤職員給与費 、法定福利費等)、材料費(薬 品費、診療材料 費、医療消耗備 品費等)、経費 (消耗品費、消 耗備品費、光熱 水費、燃料費等)、その他の費 用(研究研修費 、図書費等)	3分の1

する。)

② 20床の運営の場合
125,165千円×運営
月数／12

(ただし、20床未満
の運営の場合(平
成19年度以前に
整備されたもの、
又は平成19年度
中に国と調整を行
っており平成20
年度において整備
されるものに限る
。)は、1床当た
り2,661千円×運
営月数／12を減
額する。)

③ ドクターカーの運
転手を確保する場
合4,701千円×確
保月数／12

④ 心臓病の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,265千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に
定める充実段階が
Aの場合に限り算
定するものとする
。)

⑤ 脳卒中の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,265千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に

	<p>定める充実段階が A の場合に限り算定するものとする。)</p> <p>⑥小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合 55,968 千円×確保月数 / 12</p> <p>⑦重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合 13,265 千円×確保月数 / 12</p> <p>(2) 在日外国人にかかる前年度の未収金 (1 か月 1 人当たり 20 万円超) に限って 20 万円を超える部分</p>		
地域救命救急センター	<p>1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添 2 に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。</p> <p>① 10 床の運営の場合 98,946 千円×運営月数 / 12 (ただし、11 床以上 20 床未満の運営の場合は、1 床当たり 4,077 千円×運営月数 / 12 を加算する。)</p> <p>② ドクターカーの運転手を確保する場</p>	地域救命救急センターの運営に必要な給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、材料費 (薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等)、経費 (消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等)、その他の費用 (研究研修費、図書費等)	3 分の 1

合

4,701 千円×確保
月数／12

- ③心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合
13,265 千円×確保
月数／12

(ただし、別添 2 に定める充実段階が A の場合に限り算定するものとする。)

- ④脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合
13,265 千円×確保
月数／12

(ただし、別添 2 に定める充実段階が A の場合に限り算定するものとする。)

- ⑤小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合
55,968 千円×確保
月数／12

- ⑥重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合
13,265 千円×確保
月数／12

- (2) 在日外国人にかかる前年度の未収金
(1 か月 1 人当たり
20 万円超)に限っ

		て20万円を超える部分		
サ ドクターヘリ導入促進事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) ドクターヘリ運航経費 1か所当たり 147,016千円×運営月数/12 (2) 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,300千円×運営月数/12 (3) ドクターヘリ運航調整委員会経費 1か所当たり 3,523千円	ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)等) ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)	2分の1
シ 救急勤務医支援事業	—	1人1回当たり 休日夜間 13,570円 夜間 18,659円	休日夜間に救急対応を行う医師に支払われる救	3分の1